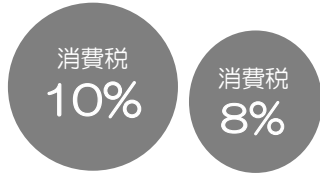
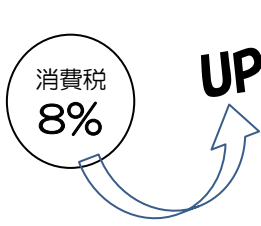


「軽減税率ってなに？帳簿はどうなる？」

消費軽減税率制度の導入に備えて！ 消費税軽減税率制度の概要と経理のポイント



**軽減税率制度スタート
10%と8%の複数税率！！**

主催 南砺市商工会
共催 南砺市青色申告会

次のような方は、区分経理が必要になります！！

- 飲食店の方で、商品の持ち帰りもしている
- 菓子店やコンビニ等で、店内で飲食できるコーナーがある
- 飲食料品以外の商品も販売している
- 酒とジュースを販売している
- 休憩時間に自販機で飲み物を買って従業員に配った
- 来客に買ってきたお茶とお菓子を出した
- お届け物として、コーヒーの詰め合わせセットやお菓子を買った など



◇◇◇◇ 開催要領 ◇◇◇◇

■開催日・会場

- ①11月 7日(火)午後2時～ 福光会館
- ②11月28日(火)午後2時～ 城端商工会館

■受講料

無料

■カリキュラム

1. 消費税軽減税率制度とは？
2. 軽減税率導入で帳簿や経理処理はどう変わるのか
3. どんな準備が必要なのか

■講師

中嶋昭夫税理士事務所
税理士 中嶋 昭夫 氏

■申込締切日

10月27日(金)

◎両日とも同じ内容です。

どちらでもご都合のよい日に

受講してください！

参加申込書

参加お申し込みの方は下記にご記入の上、Faxして下さい。

事業所名			
受講者名			
電話番号			
参加希望日	① 11月7日	② 11月28日	

【お問い合わせ先】

南砺市商工会福野事務所 TEL 22-2536 FAX 22-4317

飲食料品の取扱い(売上)がない場合や免税事業者の 場合も軽減税率制度への対応が必要です

<p>課税事業者の方</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 軽減税率対象品目の売上・仕入の両方あり 例) 飲食料品を取扱う小売・卸売業(スーパーマーケット、青果店、菓子店等)、飲食業(レストラン等) ● 軽減税率対象品目の仕入のみあり 例) 会議費や交際費として飲食料品を購入する場合等 	<ul style="list-style-type: none"> ① 発行する請求書等は区分記載請求書等へ ② 取引先から、区分記載請求書等を受領し、日々の取引を税率ごとに記帳(区分経理) ③ 申告時の税額計算 <p>※仕入のみの場合は②と③</p>
<p>免税事業者の方</p> <p>軽減税率対象品目の売上あり</p>	<p>課税事業者と取引を行う場合、区分記載請求書等の交付を求められる場合があります。</p>

消費税の軽減税率制度の概要

軽減税率制度の実施時期	平成 31 年 10 月 1 日(消費税率の引上げと同時)
消費税率等	標準税率は10% (消費税率7.8%、地方消費税率2.2%) 軽減税率は8% (消費税率6.24%、地方消費税率1.76%)
軽減税率の対象品目	<ul style="list-style-type: none"> ① 酒類・外食を除く飲食料品 ※(食品表示法に規定する食品(酒類を除く)をいい、一定の一体資産を含みます。なお、外食やケータリング等は軽減税率の対象には含まれません。) ② 週2回以上発行される新聞(定期購読契約に基づくもの)
帳簿及び請求書等の記載と保存	<ul style="list-style-type: none"> ● 対象品目の売上・仕入がある事業者の方は、これまでの記載事項に税率ごとの区分を追加した請求書等の発行や記帳などの経理(区分経理)が必要になります。 ● 仕入税額控除の要件は、現行「帳簿及び請求書等の保存」ですが、軽減税率制度実施後は、こうした区分経理に対応した帳簿及び請求書等の保存が要件となります。 ● 氷など、飲食料品とそうでないものと両方に該当するものは、帳簿に分かるように記載することが必要です。
税額の計算	<ul style="list-style-type: none"> ● 売上及び仕入を税率ごとに区分して税額計算を行う必要があります。 ● 区分経理が困難な中小事業者の方には、経過措置として売上に係る税額(売上税額)又は仕入に係る税額(仕入税額)の計算の特例があります。